

# 美しいあなんを求めて ～下水道～

## 平成21年から受益者負担金の徴収が始まります！

阿南市では、富岡町のJR牟岐線から西側の一帯を第1期計画区域として「公共下水道事業」を行っています。計画では、平成23年春に終末処理場（富岡浄化センター）の供用を開始する予定です。来年から、公共下水道事業受益者負担金条例に基づき受益者負担金が賦課されます。1日も早く公共下水道を完成させ、快適な暮らしを送るためにも受益者負担金制度へのご理解とご協力をお願いします。

### ●受益者負担金とは？

公共下水道が整備されると、その地域はトイレが水洗化され、し尿及びその他の生活雑排水（汚水）が衛生的に排除されることにより、未整備地域に比べて利便性、快適性が向上するため、土地の利用価値が向上します。しかし、下水道を利用できる人は、主として下水道が整備された地域の皆さんとなります。下水道建設の費用をすべて税金でまかなうとすれば、下水道未整備地域の人も税によってこの建設費を負担することになり、税負担の公平を欠くこととなります。そこで都市計画法第75条に基づき、下水道整備によって恩恵を受ける方々に建設費の一部を負担していただくのが、「受益者負担金」です。

### ●受益者負担金の対象となる土地

下水道を整備する区域内のすべての土地（宅地・田・畑など）が対象となりますが、徴収猶予制度や減免もあります。

### ●受益者負担金は誰が納めるの？

原則は、下水道が整備された区域内に土地を所有している方が受益者となります。ただし、その土地に権利（地上権、質権など）が設定されている場合（一時使用のために設定されているものは除く）は、その権利者が受益者となります。（下図参照）※受益者負担金申告書は、土地所有者に届くので、家屋所有者と異なる場合は、あらかじめ両方で協議していただくこととなります。

### ●受益者負担金の金額は？

第1期計画区域では、土地の面積1㎡あたりにつき700円です。受益者負担金は、その土地に対し一度限り賦課されるものです。  
例：土地165㎡（約50坪）の場合：165㎡×700円＝111,500円

### ●納付方法

「分割納付」か「一括納付」を選んでいただきます。○分割納付：3年分割（年3期）の9回に分けて納めていただきます。○一括納付：全納期または1年一括で納めていただきます。

問い合わせは 下水道課

（☎22-1796）へ

## 受益者とは？

これはあくまでも原則的な例です。市では土地の所有者と権利者の協議による申告書にもとづき受益者を認定します。



Aさんが使用

Aさんの家にAさんが居住

Aさんの家にCさんが居住



Aさんの土地

受益者がAさんとなる場合  
駐車場、田畑など



Aさんの土地

自宅など



Aさんの土地

文化住宅・アパートなど

Bさんが使用

Bさんの家にBさんが居住

Bさんの家にCさんが居住



Aさんの土地

受益者がBさんとなる場合  
Bさんが地上権・小作権などを所有している



Aさんの土地

Bさんが借地して家屋を所有している



Aさんの土地

Bさんが借地して家屋を賃している

### 公共下水道事業計画

